

市川三郷町のふるさと納税が リニューアルしました

その1 新ポータルページ 「ふるさとチョイス」スタート



7月1日から、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からお申し込みができるようになりました。

なお、ふるさとチョイスからのお申し込みに関し、クレジット決済をご利用いただけます。

ふるさとチョイスページURL
<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/19346>

その2 お礼の品が 新しくなります

町の目指すふるさと納税は、「市川三郷町にかかわる人たちの頑張る姿や自慢の品を知ってもらい、市川三郷町をより好きになってもらう」ことです。そこで、ふるさと納税をしていただいた方にお贈りしているお礼の品のメニューを拡充し、40種類を超える町自慢の品をとり揃えました。これまでは、時期の旬の農産物を用意していましたが、さらに多くの町の魅力を知っていただけることと思います。

またお礼の品をご提供いただける協力事業者も、随時募集しています。詳しくは、町企画防災課企画係までお問い合わせ下さい。

町企画防災課企画係 ☎ 055-272-1103



町外にお住まいの家族や親戚、ご友人にも「市川三郷町ふるさと納税制度」をご紹介下さい。ご協力よろしくお願いいたします。

あなたの想いを

ふるさと納税制度

かたちでできる

ふるさと納税制度は、自分の故郷やお世話になった地域、応援したい地域に寄付をとおして貢献する制度です。
毎年市川三郷町に想いをよせる皆さんからの寄付が集まっています。

「祖父母や父母の出身地で、忘れられない町です」
「神明の花火大会に行き、運営する町や町の人たちのすばらしさに感動しました」
寄付と一緒に様々な想いをいただきました。

いただいた寄付金は、
・学ぶまちづくり
・暮らしやすいまちづくり
・楽しむまちづくり
・町長におまかせ
の4つのメニューから選んでいたいただき、町の事業に活用させていただきます。

ふるさと納税 寄付者の声

町を想い毎年寄付をいただいている方になぜ市川三郷町を選ぶのか、今後町がどうなっていくかお話を伺いました。

町の特徴を…

もともと六郷の出身で、ふるさとのためになればと思っただけで寄付しています。子どもがいなくなったり、学校がなくなったり、若い人がどんどん町を出て行ってしまっただけで過疎化が進んで行くのが寂しいですね。

近隣に大きなモールができ、人が集中してしまうことで町ごとの特色や商店の良さがだせないのも悲しい事ですね。町ごとに特色をもっと出せるようになったら良いとは思いますがね。

今後少しでも町のためになればと思っただけで続ける限り続けて行きます。(神奈川県在住 笠井さん)

昔ながらの良さを続けて…

ふるさと納税を知ってからは毎年地元で寄付を始めました。店がどんどん閉店してしまっただけで寂しいです。埼玉県では、人通りが多い駅前などに商店の方々が集まり、一時的な

店を開き、野菜などを売っています。それなりの売り上げが得られ、商店の方々は助かっているのではないのでしょうか？

市川三郷町でも人が集まったり通るところで商店が商品を売るイベントを催したり、盆踊りなど昔ながらの良いイベントを絶やさず続けてほしいです。(埼玉県在住 赤坂さん)

できる部分を少しずつ…

テレビでふるさと納税を知ってから寄付を始めました。町の特徴や昔からの良いところを無くさない工夫を続けて欲しいとは思いますが、実際は難しい部分も多いですね。

少しずつでも良いので、町でできる部分から良くなってほしいと思います。

少しでもその助けになればと思っています。(東京都在住 小林さん)



75歳以上の方全員が加入している 後期高齢者医療制度に関する お知らせです

後期高齢者医療制度加入者には
7月中に新しい保険証をお送り
します

(現在お持ちの保険証は7月31日が有効期限です)

後期高齢者医療制度(75歳以上全員と所定障害の65歳以上含む)に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日が有効期限となっているため、今月中に新しい保険証をお送りします。

郵送の方法は、皆さんやご家族に、直接手渡しする書留郵便です。

受け取ったら、自分のもの
に間違いのないかよく確認し、
お手元に届いた日から必要に
応じてお使い下さい。

古い保険証は、8月以降使
えません。大切な個人情報
記載されていますので、各自
で細かく裁断するなどして確
実に破棄して下さい。

限度額適用標準負担額減額認定証 が8月1日より更新されます

こちらの認定証の色は変更ありませんが、有効期限が平成29年7月31日までのものとなり、被保険者証とは別に交付します。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。手続きは不要です。

保険料の決め方

平成28年度の後期高齢者医療保険料は次の計算で決まり、7月中にお知らせします。

$$\text{■保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(40,490円) (所得 - 33万円) × 7.86%

※保険料の額には、世帯の所得水準などにあわせた軽減措置があります。

※保険料賦課限度額 57万円

加入者の皆さんに保険料決定通知書をお送りします

(今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました)

後期高齢者医療制度に加入している方に納めていた
く、今年度の保険料額が決定
しました。

加入者の保険料額について
は、昨年中の所得が確定する
この時期に決定し、保険料決
定通知書などをお送りしてい
ます。

金融機関窓口や口座振替で
保険料を納めていただけると
は、各納期限内に納めていた
だけのご協力下さい。



保険料の納め方は4種類あります。通知書の保険料が記載されている欄や、納付書の有無で徴収方法が分かります。

納入通知書から見る 保険料の納め方のパターン

- 納入通知書の特別徴収欄①のみに保険料額が記載され、納付書が同封されている
↓年金から天引きされます
保険料と、窓口納付する保険料があります
- 納入通知書の普通徴収欄②のみに保険料額が記載され、納付書が入っていない
↓口座振替です
- 納入通知書の特別徴収欄①のみ、普通徴収②の両方の欄に保険料額が記載され、納付書が同封されている
↓年金から天引きされる保険料と、窓口納付する保険料があります

■納入通知書の期別保険料額が記載されている部分

期別保険料額

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4月				
5月				
6月				
7月				
8月	①		②	
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計		計		
合 計 額				

